

## 公告

### (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構横浜国際センター（JICA 横浜）が、2017 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 横浜 研修業務課（045-663-3253）宛に御願います。

2017 年 6 月 30 日

独立行政法人国際協力機構  
横浜国際センター  
契約担当役  
所長 朝熊 由美子

## 2017 年度青年研修「インドネシア／行政と住民の協働による地域開発」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜国際センター（以下「JICA 横浜」という。）は以下の業務について、以下のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた地域開発の中核を担う行政官等の人材に対し、所定の案件目標を達成するべく研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人あいあいネット（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、インドネシアのコミュニティ開発分野に関して、JICA 草の根技術協力プロジェクトの業務実施を通じ、地域開発等を担う人材に対する現地及び本邦における研修の実施経験を多数有し、同分野における開発事業に精通した機関です。また、JICA 横浜所管地域において、過去に連続して行政と住民が協働したコミュニティ開発分野に関する課題別研修及びインドネシア国別研修の受注実績があり、人材育成の知見が蓄積されております。よって、本研修の目的である「行政機関と地域住民が協働した持続可能な地域開発」に沿った研修を組み立て、運営することが可能です。

このことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

現段階で想定する業務内容は、別紙 1 研修委託契約業務概要の通り。

### 2 応募要件

#### (1) 基本的要件：

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる。

#### (2) 資格要件等：

- ① 公示日において、平成 28、29、30 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）に定める禁止行為を行っている。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2017年7月14日（金）正午まで（郵送の場合、期間内必着）
	提出場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課（担当 池田）
	提出書類	参加意思確認書、 同書の2 応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可）
	提出方法	持参又は郵送 ※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から16:00まで（正午から14:00までは除く）に上記提出場所へご持参ください。
(2) 審査結果の通知	発送日	2017年7月20日（木）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無しの理由請求	請求期限	2017年7月27日（木）
	請求方法	持参又は郵送 ※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から17:00まで（正午から14:00までは除く）に上記提出場所へご持参ください。

	回答予定日	2017年8月3日(木)
	回答方法	郵送

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します
- (11) 契約書作成の要否：契約金額により、作成しない場合もあります。
- (12) 契約経費：当機構が定める研修委託に係る諸経費(業務人件費、業務管理費)、その他研修実施に必要な直接費(講師謝金、資機材費等)を支払います。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
- (14) 情報の公開について：

本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構公式ウェブサイト上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

##### ① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### ② 公表する情報：

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日：  
当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供：

契約締結日から1か月以内に、所定の様式にて必要な情報をご提供いただくこととなります。

担当部課：JICA 横浜研修業務課

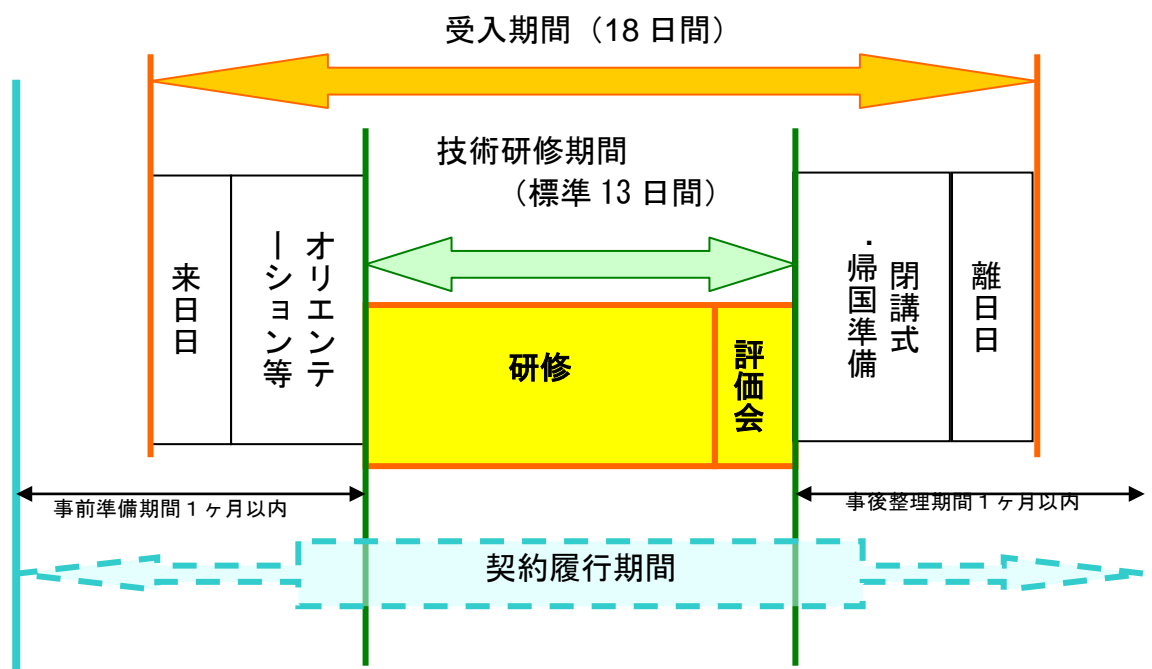
以 上

## 2017 年度青年研修「インドネシア／行政と住民の協働による地域開発」 研修委託契約業務概要

### 1. 青年研修事業について

青年研修事業は、開発途上国の将来を担う青年層（20 歳～35 歳程度）を日本に招き、それぞれの国における開発課題（行政、教育、農業、社会福祉、経済、保健医療、環境及び情報通信など多岐にわたる専門分野）について日本の経験、技術の基礎的理解を付与する研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業です。

研修の実施においては、JICA が先方政府との調整等全体管理を行いますが、日本国内における実際の研修プログラムの実施・運営は、上記の専門分野において専門的な機関とのネットワークや地域の特色を活かして研修成果を着実に得ることができる団体が、JICA との業務委託契約を締結することにより、実施しています。研修プログラムは、各地域の特性、専門性を活かした講義や視察、実習のほか、同じ専門分野に携わる同世代の日本人関係者との意見交換会などから構成されます。委託契約による研修プログラムの期間は標準 13 日間です。



### 2. 当該研修コースの概要

#### (1) 研修コース名

2017 年度青年研修「インドネシア／行政と住民の協働による地域開発」

#### (2) 研修員

① 定員：13 名

② 研修対象国：インドネシア

③ 研修対象組織・対象者：

コミュニティ開発に現場レベルで携わる行政官または N G O 職員

(州レベルの地方開発企画庁 BAPPEDA 職員及びコミュニティ開発に従事する JOCV 配属機関職員等を想定)

(3) 研修期間 (予定)

2017 年 11 月下旬より 12 月中旬まで (全体受入期間 21 日間)

(4) 研修目的

【研修の目標】

日本における行政と住民との協働による持続的な地域開発の経験及び手法の理解を通じて、インドネシアにおいて地域開発を担う青年層の課題解決能力が強化される。

【研修で達成される成果】

- ① 日本における行政機関と市民社会の協働による地域課題解決に関する知見・経験・教訓を理解する。
- ② 地域資源を活用した持続的な地域づくりの取組み・手法を理解する。
- ③ 自国の地域開発に対する問題点や解決策を見直し、自らの課題が明確になる。
- ④ 研修を通じて得た知識や手法を活用した、課題解決のためのアクションプランが作成される。

(5) 案件の背景 (対象国のニーズ等)

青年研修事業は、我が国が開発途上国を対象に実施する技術協力の一環として、各国の青年リーダー層を対象に、日本における専門分野の経験、技術を理解する基礎的な研修を実施することにより、対象国の国づくりを担う若手人材の知識、意識を向上させることを目的とする事業である。本事業は昭和 58 年から実施していた「青年招へい事業」を改編し、平成 19 年度から青年研修事業として開始されている。

順調な経済発展を続けているインドネシアであるが、地域間格差が課題となっており、インドネシア政府は国家長期開発計画 (RPJP:2005-2025) において発展の平等な分配を掲げ、各地域の開発・産業振興による格差是正を目指している。一方、地方分権化が進められている同国では、中央政府からの授権のあり方、地方政府の行政能力にも課題を有している。

公正かつ包摂的な開発のため、中央及び地方政府の行政サービス能力向上を支援するとともに、住民のニーズを的確に反映した効果的な事業が実施される体制を築く必要があり、農村開発及び地方産業の開発に従事する行政官等の問題解決に係る能力強化が求められている。

本案件は、インドネシアの地域開発分野における将来を担う若手人材の育成に関し、先方政府からの要請により実施される。研修においては、日本における行政機関と市民社会の協働による地域課題解決の知見・経験、地域資源を活用した持続的な地域づくりの知識・手法を学び、現場視察、関係者との意見交換等を通じ、当該分野に係る知識と意識を向上させることをねらいとしている。

(6) 活動例

- ① 行政機関と住民の協働による地域活性化への取り組み事例紹介
- ② 地域リソースの発見と活用方法に係る講義及び実習
- ③ 地域づくりの現場訪問
- ④ 自国もしくは自身の組織における課題解決のためのアクションプラン作成、等

### 3. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

- ① 研修カリキュラム、研修詳細計画書様式による日程案の作成ならびに関係先との調整
- ② 研修員及び同行者の移動に関する手配
- ③ 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ④ 研修員選考への出席
- ⑤ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ コースオリエンテーションの実施
- ⑧ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑩ 各種発表会の実施
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑫ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会への出席
- ⑯ 講義、見学の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本を含む）・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化及び研修員への配布（使用許諾確認を含む）
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 見学（研修旅行）に係る講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑨ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率・補足説明
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

#### 4. 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

#### 5. 本業務に係る報告書等の提出

下記報告書等を各1部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了まで）に提出して下さい。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 以下の電子データを含む CD-ROM
  - ① アクションプラン
  - ② 講義テキスト
  - ③ 業務完了報告書
- (3) 経費精算報告書



## 6. 留意事項

- ① 当機構は、本研修コース実施にあたって、インドネシア語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は、講義、演習・実習及び視察・研修旅行時の通訳を兼務します。
- ② 研修場所は、主として、JICA 横浜所管地域での実施を想定しています。
- ③ 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以 上

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
横浜国際センター 契約担当役  
所長 朝熊 由美子 殿

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2017 年度青年研修「インドネシア／行政と住民の協働による地域開発」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

#### 2 応募要件

##### (1) 基本的要件：

平成 28, 29, 30 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>

- 簡易審査申請書
- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(写) (直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(その3の3) (写) (発行日から3ヶ月以内のもの)

##### (2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以上